

別添 1
社会福祉法人 南知多
【居宅介護支援】南知多居宅介護支援事業所
利用料金表

令和 6 年 4月 1日

居宅介護支援事業所については、自己負担無、全額保険負担です。

【単位：円】

【基本サービス利用単位】	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
居宅介護支援費 I	10,860		14,110		

【個別加算】

【単位：円】

初回加算	3,000	1月につき	新規に居宅サービス計画を作成する場合もしくは要介護状態区分2区分以上変更時の計画作成時。		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500	1月につき	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合。 * 入院日以前の情報提供を含む。 * 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,000	1月につき	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合。 * 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。		
退院・退所加算	情報提供の回数	カンファレンス以外の方法により実施	カンファレンスにより実施	うち1回以上はカンファレンスを実施	入院または入所期間中1回を限度に算定。退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。
	1回	(Ⅰ)イ 4,500	(Ⅰ)ロ 6,000		
	2回			(Ⅱ)ロ 7,500	
	2回以上	(Ⅱ)イ 6,000			
	3回以上			(Ⅲ) 9,000	
通院時情報連携加算	500	1月につき	利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする。利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	1回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に、1月に2回を限度して算定する。		

別添 1

ターミナルケアマネジメント加算	4,000	1回	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。
-----------------	-------	----	---

【体制加算】

【単位：円】

特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	5190・4210・3230	1月につき	下記算定要件を満たした場合
--------------	----------------	-------	---------------

※施設が体制を整えた時に加算されるもの。月々により加算内容が変更になる場合有り

特定事業所算定加算要件 【居宅介護支援】

特定事業所算定加算Ⅰ

- ① 常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること
- ② 常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること（主任ケアマネを含めると合計5名以上）
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ⑤ 算定日が属する月の利用者のうち、要介護3～要介護5である者の割合が4割以上であること
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること
- ⑧ 家族に対する介護を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45名未満であること（居宅介護支援費Ⅱを算定する場合は50名未満）
- ⑪ 介護支援専門員実務研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されていること。
- ⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること。
- ⑬ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

特定事業所算定加算Ⅱ

特定事業所加算Ⅰの②③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、常勤の主任介護支援専門員を1人以上配置していること（主任ケアマネを含めると合計4名以上）

特定事業所算定加算Ⅲ

特定事業所加算Ⅰの③④⑥⑦⑨⑩⑪⑫⑬を満たすこと、常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること（主任ケアマネを含めると合計3名以上）